

学 則

K C S 大分情報専門学校

K C S 大分情報専門学校学則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本校は、K C S 大分情報専門学校という。

(位 置)

第 2 条 本校は、大分県大分市大字東春日町に置く。

(目 的)

第 3 条 本校は、教育基本法及び学校基本法に従い、コンピュータに関する専門技術者を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第 2 章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課程	学科名	昼夜区分	修業年限	入学定員	総定員	備考
工業 専門 課程	情報スペシャリスト科	昼	2 年	4 0 名	8 0 名	
	情報エキスパート科	昼	3 年	4 0 名	1 2 0 名	
	大学併修科	昼	4 年	4 0 名	1 6 0 名	
	合 計			1 2 0 名	3 6 0 名	

(学年・学期)

第 6 条 本校の学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2. 専門課程の学期は、次のとおりとする。

前 期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

後 期 1 0 月 1 日から 3 月 3 1 日まで

(休業日)

第 7 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は、必要があると認める場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏期 約 3 ～ 5 週間
冬期 約 2 ～ 3 週間
春期 約 2 ～ 3 週間

第 3 章 教育課程、授業時間数及び教員組織

(教育課程及び授業日時数)

第 8 条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表 1 のとおりとする。

(始業・終業時刻)

第 9 条 本校の始業及び終業の時刻は、9 時 1 5 分から 1 6 時 4 5 分までとする。
ただし、校長は、必要があると認めた場合には、この時刻を変更することができる。

(成績評価)

第 1 0 条 授業科目の成績評価は、期末、学年末および科目終了時に定められた期間に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。
ただし、出席時数が授業時数の 3 分の 2 に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(教職員組織)

第 1 1 条 本校は、次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1 名
- (2) 教 員 1 1 名以上
- (3) 講 師 若干名
- (4) 助 手 若干名
- (5) 事務職員 3 名以上

2. 校長は校務を掌り、所属職員を監督する。

第 4 章 入学、異動及び卒業

(入学資格)

第 1 2 条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、高等学校を卒業した者、または学校教育法施行規則第 1 8 3 条に該当する者とする。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、毎年4月とする。

(入学手続)

第14条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、第31条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定日までに出席し、受験票の交付を受けなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定された期日までに第31条に示す入学金を納入して入学手続きをとらなければならない。

(編入学)

第15条 学科に定められた修業年限の途中の年次に、別に定める要件を満たす者が入学できることを編入学という。編入学ができる年次は、4年課程においては2年次又は3年次、3年課程及び2年課程においては2年次とする。

2. 編入学を願出する者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
3. 編入学は、編入学後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(学科変更)

第16条 入学時の学科から、別の学科に移籍することを学科変更という。学科変更は原則として、情報スペシャリスト科から情報エキスパート科へ欠員が生じた場合とするが、1年次への移籍はすべての学科においてこれを認める。ただし、いずれの場合も、移籍学科に欠員が生じた場合に限る。

2. 学科変更の時期は、原則として学年の初めとする。
3. 学科変更を願出する者は、所定の手続きを行い、審査を受けなければならない。
4. 学科変更は、学科変更の希望にかかわる相当の理由があり、学科変更後の学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(転校)

第17条 他専門学校への転校は、正当な事由があり、転校先が認めた場合に限り許可する。

2. 本校への転校は、欠員がある場合に、正当な事由と学修に支障がないと校長が認めた者について許可する。

(休 学)

第18条 疾病その他のやむを得ない事由により、1ヶ月以上欠席する場合は、所定の手続きを経て休学を願いでなければならない。

2. 休学期間は、原則として当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、引き続き1年に限り休学を許可することができる。

(復 学)

第19条 休学の事由が終了し、復学をしようとする者は、所定の手続きを経て復学を願い出るものとする。

2. 復学の時期は、原則として翌年度の学年の初めとする。

(退 学)

第20条 退学を願い出る者は、所定の手続きを経て、校長の許可を得なければならない。

(登校停止)

第21条 校長は伝染病その他により、他の学生に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者に対しては、登校停止を命ずることができる。

(除 籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は、除籍とする。

- (1) 同一学科の年次の在籍期間が2年を超えた者。ただし、休学期間はこれに算入しない。
- (2) 所定の授業料、その他の納入金を期日までに納入せず、督促にも応じない者
- (3) 休学期間を超えて、復学の見込みのない者

(修了認定の基準)

第23条 第10条に定める成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。

2. 当該年次の所定の科目を履修した者に対して進級を認める。未履修の者は留年とする。

3. 本校所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第24条 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書－1））

課 程	学 科
工業専門課程	大学併修科

2. 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書－2））

課 程	学 科
工業専門課程	情報スペシャリスト科

3. 前条により、下記課程及び学科を修了した者には、専門士（工業専門課程）の称号を授与する。（別紙第1号様式（卒業証書－3））

課 程	学 科
職業実践専門課程 工業専門課程	情報エキスパート科

（履修認定）

第25条 他の大学、短期大学、専修学校における履修を、本校における履修として認定することができる。

また、本校の校長が認めた履修経歴又は取得資格を、本校における履修として認定することができる。

（科目互換）

第26条 他の大学、短期大学、専修学校における特定の授業科目の履修を、本校における特定の授業科目と対応させて履修を認定することができる。

（科目等履修生）

第27条 本校において開設する授業科目に対し、本校生徒以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障のない限り、選考の上科目等履修生として、当該科目の履修を許可することができる。

（別紙第2号様式（修了証書））

2. その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

（研究生）

第28条 本校の卒業生が、本校において指導教員の指導を受け、自主学習・研究をおこないたいとの申請があった場合には、本校の教育に支障のない限り、研究生として、自主学習・研究を許可することができる。

2. 研究生の時期は原則として学年の初めから最長1年間とする。

3. その他研究生に関する事項は別に定める。

第 5 章 賞罰

(褒 章)

第 29 条 成績優秀にして他の模範と認められる者について褒賞することができる。

(懲 戒)

第 30 条 校長は、本校の規則に違反したり、本校の生徒の本分に反する行為があった場合等において、教育上必要と認められるときは、生徒に対し懲戒を加えることができる。

2. 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3. 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正常な理由がなく、出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 6 章 入学金及び学費

(納付金)

第 31 条 本校の入学選考料、入学金、年間の学費（授業料、実習料、施設費、維持費、校費）は、次のとおりとする。なお、令和 7 年度からの入学者は、入学選考料、入学金、年間の学費（授業料、施設設備費）とし、次のとおりとする。

【令和 7 年度からの入学者】

課 程	工 業 専 門 課 程	
	大学併修科	情報エキスパート科 情報スペシャリスト科
入学選考料	15,000 円	15,000 円
入学金	100,000 円	100,000 円
授業料	438,000 円	720,000 円
施設設備費	346,000 円	346,000 円

【令和 6 年度までの入学者】

課 程	工 業 専 門 課 程	
	大学併修科	情報エキスパート科 情報スペシャリスト科
入学選考料	15,000 円	15,000 円
入学金	100,000 円	150,000 円
授業料	364,000 円	558,000 円
実習料	74,000 円	162,000 円

施設費	188,000円 2年次からは 138,000円	138,000円
維持費	138,000円	138,000円
校 費	20,000円	20,000円

2. 学費の納入は、前期、後期の分割納入を原則とする。

3. 学科変更者、留年者、復学者の学費は、新たに在籍する学科・年次の学費とする。さらに、学科変更者は新たに在籍する学科・年次に適用された入学金との差額を徴収する。

4. 編入学者及び転校者の学費は、当該学科の1年次の学費とし、入学金を徴収する。

5. 科目等履修生の履修費は、別途定める。

6. 研究生の履修費は、別途定める。

(納付金返還)

第32条 既に納付した入学選考料、入学金、学費は原則として返還しない。

ただし、3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、入学選考料、入学金を除く納付金について返還するものとする。

第33条 休学者に対し、その休学期間が第31条2項の特定の期を包含するときは、その期の授業料等を返還する場合がある。

第 7 章 健康診断

(健康診断)

第34条 学校教育法第12条の規程に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

第 8 章 職業紹介事業

(職業紹介事業)

第35条 職業安定法に基づく無料職業紹介事業の運営については、校長が定める。

第 9 章 雑 則

(雑 則)

第36条 この学則の実施に関し必要な細則は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
2. この学則中その一部を改訂し、昭和61年4月1日から施行する。
3. この学則中その一部を改訂し、昭和62年4月1日から施行する。
4. この学則中その一部を改訂し、昭和64年4月1日から施行する。
5. この学則中その一部を改訂し、平成2年4月1日から施行する。
6. この学則中その一部を改訂し、平成3年4月1日から施行する。
7. この学則中その一部を改訂し、平成4年4月1日から施行する。
8. この学則中その一部を改訂し、平成5年4月1日から施行する。
9. この学則中その一部を改訂し、平成6年4月1日から施行する。
10. この学則中その一部を改訂し、平成7年2月13日から施行する。
11. この学則中その一部を改訂し、平成8年4月1日から施行する。
12. この学則中その一部を改訂し、平成9年4月1日から施行する。
13. この学則中その一部を改訂し、平成10年4月1日から施行する。
14. この学則中その一部を改訂し、平成11年4月1日から施行する。
15. この学則中その一部を改訂し、平成12年4月1日から施行する。
16. この学則中その一部を改訂し、平成13年4月1日から施行する。

九州電子計算機専門学校大分校からKCS大分情報専門学校に校名変更

17. この学則中その一部を改訂し、平成14年4月1日から施行する。
18. この学則中その一部を改訂し、平成17年4月1日から施行する。
19. この学則中その一部を改訂し、平成17年12月9日から施行する。
20. この学則中その一部を改訂し、平成18年4月1日から施行する。
21. この学則中その一部を改訂し、平成19年4月1日から施行する。
22. この学則中その一部を改訂し、平成20年4月1日から施行する。
23. この学則中その一部を改訂し、平成21年4月1日から施行する。
24. この学則中その一部を改訂し、平成22年4月1日から施行する。
25. この学則中その一部を改訂し、平成22年11月29日から施行する。
26. この学則中その一部を改訂し、平成24年4月1日から施行する。
27. この学則中その一部を改訂し、平成25年4月1日から施行する。
28. この学則中その一部を改訂し、平成26年4月1日から施行する。
29. この学則中その一部を改訂し、平成27年4月1日から施行する。
30. この学則中その一部を改訂し、平成28年4月1日から施行する。
31. この学則中その一部を改訂し、平成29年4月1日から施行する。
32. この学則中その一部を改訂し、平成30年4月1日から施行する。
33. この学則中その一部を改訂し、平成31年4月1日から施行する。
34. この学則中その一部を改訂し、令和 2年4月1日から施行する。
35. この学則中その一部を改訂し、令和 3年4月1日から施行する。
36. この学則中その一部を改訂し、令和 4年4月1日から施行する。
37. この学則中その一部を改訂し、令和 5年4月1日から施行する。
38. この学則中その一部を改訂し、令和 6年4月1日から施行する。
39. この学則中その一部を改訂し、令和 7年4月1日から施行する。